静岡大学（城北）低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート収集運搬・処分業務

課長	副課長	係長	担当

平成３０年２月作成

静岡大学財務施設部施設課

仕　　様　　書

1.　件名

静岡大学（城北）低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート収集運搬・処分業務

2.　業務の概要

静岡大学城北団地内に保管状態にある低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート（ドラム缶１１缶を収集運搬・処分するものである。

なお、この業務の実施に当たっては、「静岡大学契約規則」を熟知し、この仕様書に基づき業務を履行する。

3.　業務期間及び時間

（１）　平成３０年３月１４日から平成３０年５月７日とする。

（２）　収集作業時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前９時００分から午後５時００分までとする。ただし、特別な事情のある場合はこの限りではない。なお、その場合、受注者は事前に本学職員と協議のうえ決定すること。

（３）　収集作業時には本学担当者が立ち会う。

4.　保管場所

静岡県浜松市中区城北３丁目５番１号　国立大学法人静岡大学　（城北団地）

・工学部 3 号館 1 階電気室

5.　処分汚染物

（工学部３号館１階電気室）

低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート（ドラム缶）	総重量 282kg
低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート（ドラム缶）	総重量 262.5kg
低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート（ドラム缶）	総重量 287.5kg
低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート（ドラム缶）	総重量 248kg
低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート（ドラム缶）	総重量 274kg
低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート（ドラム缶）	総重量 289.5kg
低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート（ドラム缶）	総重量 271kg
低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート（ドラム缶）	総重量 261kg
低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート（ドラム缶）	総重量 286kg
低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート（ドラム缶）	総重量 258.5kg
低濃度ＰＣＢ汚染コンクリート（ドラム缶）	総重量 97kg

6.　作業内容

（１）　上記の廃棄物品を収集し、低濃度ＰＣＢ無害化処理認定施設の認定を受けた処理施設に運搬すること。

（２）　収集運搬は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて，PCB 廃棄物の収集運搬の許可を受けた者が自ら行うこと。

（３） 低濃度ＰＣＢ無害化処理認定施設の認定を受けた処理施設において、中間処理を行うこと。中間処理によって適正に処理された産業廃棄物のうち、再資源化できるものはリサイクルすること。

（４） 中間処理・最終処分は，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて，それぞれPCB廃棄物の処理処分の許可を受けた者が自ら行うこと。

7. 作業の完了報告

（１） 作業完了後、本学担当者に完了報告書を提出し、検査を受けること。

（２） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条第３項に基づき、マニフェストを提出すること。

8. 資格等

（１） 業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。また、法令に従って、業務開始前に委託契約を結ぶこと。

（２） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の4に基づき、PCB廃棄物の収集運搬及び処分の許可を受けていること。

9. 支払条件

（１） 検査終了後、適正な請求書を受理した日から６０日以内に支払う。

（２） 請求書は静岡大学財務施設部施設課に提出すること。

（３） 収集運搬業務を行う者と処分業務を行う者が異なる場合は、一括して競争参加者に支払うこととする。

10. その他

（１） 本業務にかかる消耗品費、車両費、人件費等一切の経費は契約金額に含まれるものとする。

（２） 作業の実施にあたっては事故の防止と安全確保のため、必要に応じて対策を講じること。受注者の過失で本学関係者及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償すること。

（３） その他不明な点は，その都度本学と協議のうえ指示に従うこと。

（４） 受注者は業務の実施に先立ち業務責任者を定め、業務計画書を作成し、担当職員の確認を得ること。

（５） 業務計画書は下記の内容を記載すること。

・業務責任者
・体制（受注者、業務責任者、作業者等の関係を示すもの）
・仮設内容（ビニール等を想定）
・使用機器（←運搬車、台車等を想定）
・業務手順
・業務の実施に伴い想定される事故等と対処法

・報告書（日報、完了報告）の様式、記載事項

・その他

業務の実施における留意点

（運搬作業者全員で作業内容及び留意点を確認する。）

（現地での作業日は大学担当者の確認を受ける　等々）

（６）　発注者は必要に応じて受注者への立入調査を実施できるものとする。